

## 岩倉市外国人高齢者福祉手当支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、外国人高齢者に対して、外国人高齢者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、外国人高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「外国人高齢者」とは、日本国籍を有しない者で、大正15年4月1日以前に出生したものをいう。

### (支給の要件)

第3条 市長は、本市に居住する外国人高齢者で、次に掲げる要件を全て備える者（以下「受給資格者」という。）に対し、手当を支給する。

- (1) 昭和57年1月1日以前から引き続き住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号。以下「改正法」という。）により廃止される前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により登録をしていた外国人であって、改正法の規定により住民基本台帳に登録され、引き続き住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 本市に引き続き1年以上居住していること。
- (3) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第22条又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条、第4条及び第5条の規定による永住許可を受けていること。
- (4) 厚生年金その他の公的年金を受給していないこと。

### (受給資格の認定)

第4条 受給資格者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならない。

### (手当額)

第5条 手当の額は、月額5,000円とする。

### (支給の期間及び方法)

第6条 市長は、受給資格者が第4条の規定による受給資格の認定（以下「受給資格の認定」という。）を受けた日の属する月の翌月から第11条第1項の規定による受給資格を喪失した日又は死亡した日の属する月まで手当を支給するものとする。

2 前項の手当は、次の区分により支払うものとする。

区 分	期 間	支 払 月
前 期	4月分から9月分まで	9月
後 期	10月分から3月分まで	3月

3 前項の規定にかかわらず、支給すべき要件が消滅した場合における当該消滅するまでの期間の手当については、支払月を繰り上げて支払うことができる。

(認定の申請等)

第7条 受給資格の認定を受けようとする受給資格者（以下「申請者」という。）は、外国人高齢者福祉手当受給資格認定申請書（様式第1）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 受給資格の認定後において、次条第1項各号に掲げる者に同条第2項に規定する所得がある場合は、当該所得を証明できる源泉徴収票、市町村民税課税証明書等の所得を証明する書類

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請書に添えて提出する書類等による証明事項を公簿等によって確認できるときは、当該書類の提出を省略することができる。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を外国人高齢者福祉手当受給資格認定（不認定）通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(支給の停止)

第8条 市長は、次に掲げる者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金の支給停止に関する規定により、その給付の金額が支給停止を受けることとなる国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第5条の4の規定による額（国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年3月28日政令第53号）による改正前の政令）を超えるときは、その年の4月分から翌年の3月分まで、手当の支給を停止する。

- (1) 受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）
- (2) 受給者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (3) 受給者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、主として当該受給者の生計を維持するもの（以下「主たる扶養義務者」という。）

2 受給資格の認定が行われた日の属する年度に係る月分の手当は、前項各号に掲げる者の前年（当該認定が行われた日が1月1日から2月末日までの間にあるときは、前前年）の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、同項に定める額を超えるときは、その支給を停止する。

3 前2項に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とし、その額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第4項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第33条の4第4項において準用する同条第1項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する長期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条第6項において準用する同条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の合計額とする。

第9条 市長は、前条に定めるもののほか、受給者が次の各号のいずれかに該当するとき又は手当の支給が著しく公益に反すると認められるときは、手当を支給しない。

- (1) 正当な理由がなく、第13条の規定による報告又は必要な書類の提出を怠ったとき。

- (2) 偽りその他の不正な手段により、認定を受けたとき。

（支給停止の通知）

第10条 市長は、前2条の規定により手当の支給を停止するときは、外国人高齢者福祉手当支給停止通知書（様式第3）によりその旨を受給者に通知するものとする。

（支給資格の喪失等）

第11条 受給者が、第3条に掲げる要件を欠くに至ったとき又は受給者

が死亡したときは、当該至った日又は死亡した日に受給資格を喪失する。

- 2 前項の規定により受給資格を喪失したとき、受給者（受給者が死亡した場合は、第13条第1項各号に掲げるいずれかの者）は、喪失の日から14日以内に外国人高齢者福祉手当受給資格喪失届（様式第4）を市長に提出しなければならない。

（受給資格喪失等通知）

- 第12条 市長は、受給者が受給資格を喪失し、かつ、前条第2項の届出がない場合に限り、外国人高齢者福祉手当受給資格喪失等通知書（様式第5）により、その旨を受給者（受給者が死亡した場合は、前条第2項の規定により死亡した旨を届け出た者）に通知するものとする。

（受給者が死亡した場合の支給）

- 第13条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき手当で未支給のもの（以下「未支給手当」という。）があるときは、次に掲げる遺族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に未支給手当を支給するものとする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟・姉妹

- 2 未支給手当を受けべき遺族の順位は、前項に掲げる順序とする。
- 3 第1項の規定により未支給手当を受給しようとする者は、外国人高齢者福祉手当未支給分請求書（様式第6）を市長に提出しなければならない。
- 4 前項の場合において、未支給手当を受けべき同順位の遺族が2人以上あるときは、これらの者は、代表者を選任し、代表者選任届（様式第7）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため、代表者を選任することができないときは、この限りでない。

（現況の報告）

- 第14条 受給者は、受給資格の認定を受けた年度の翌年度以降において、その現況について、現況報告書（様式第8）に次に掲げる書類を添えて、毎年

6月1日から同月15日までの間にこれを市長に提出しなければならない。

(1) 第8条第1項各号に掲げる者に、同項に規定する所得がある場合は、当該所得を証明できる源泉徴収票、市町村民税課税証明書等の所得を証明する書類

(2) その他市長が必要と認めるもの  
(変更の届出)

第15条 受給者は、氏名又は住所を変更したときは、その日から14日以内に外国人高齢者福祉手当受給資格変更届出書(様式第9)を市長に提出しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第16条 受給者は、手当の支給を受ける権利を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(返還命令)

第17条 市長は、偽りその他の不正な手段により、手当の支給を受けた者があるときは、その者に対して、既に支給した手当の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(備付書類)

第18条 市長は、外国人高齢者福祉手当受給資格認定申請台帳(様式第10)を作成するものとする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1 (第7条関係)

外国人高齢者福祉手当受給資格認定申請書

年 月 日

岩倉市長 殿

岩倉市外国人福祉手当支給要綱第4条の規定に基づく受給資格の認定を受けたいので、同要綱第7条第1項の規定により申請します。

受給資格者(申請書)

受給資格者(申請書)	住 所	岩倉市				
	氏 名	(通称名 )			性別	男・女
	生年月日	年 月 日 ( 歳)				
	国 籍		職 業		TEL	
	岩倉市の住民となった日			年 月 日		
	永住許可年月日			年 月 日		
	厚生年金その他の公的年金の受給の有無			有 ( 年金) ・ 無		
家族及び同居の親族	氏 名	生年月日	受給資格者との続柄	同居・別居の別	住 所	職 業
前年の所得状況	区 分	給 与 所 得	給与所得以外の所得	合 計	備 考	
	対象者本人	円	円	円	所得税課税有・無	
	配 偶 者				控除対象配偶者及び扶養親族	
	主たる扶養義務者				人	

(添付書類) 1. 本人又は本人の配偶者若しくは主たる扶養義務者に前年(前前年)の所得がある場合は、当該所得を証明できる源泉徴収票、市町村民税課税証明書等所得を証明する書類

様式第2（第7条関係）

外国人高齢者福祉手当受給者資格認定（不認定）通知書

年 月 日

様

岩倉市長

印

年 月 日付けで申請のあった外国人高齢者福祉手当の受給資格について、次のとおり決定したので岩倉市外国人高齢者福祉手当支給要綱第7条第3項の規定により通知します。

決定区分	認定・不認定		
氏名	(通称名)	男・女	年 月 日生
住所	岩倉市 町		
認定年月日	年 月 日	認定番号	
支給開始年月日	年 月		
支給額	月額	5,000円	
認定の理由			
備考			

様式第3（第10条関係）

外国人高齢者福祉手当支給停止通知書

年 月 日

様

岩倉市長 印

岩倉市外国人高齢者福祉手当支給要綱 第8条第1項（第2項）の規定により、外国人高齢者

第9条

福祉手当の支給を次のとおり停止しますので、同項第10条の規定により通知します。

受給者	住所	岩倉市 町	認定番号	
	氏名	(通称名 )		
停止理由				
停止期間	年 月 から 年 月 まで			
備考				



様式第4（第11条関係）

外国人高齢者福祉手当受給資格喪失届

年 月 日

岩倉市長 様

届出人 住 所  
氏 名  
電 話

岩倉市外国人高齢者福祉手当支給要綱第11条の規定に基づき資格喪失届を提出します。

受給者	住 所	岩倉市 町	認定番号	
	氏 名	(通称名 )		

1. 受給者資格喪失事由（該当する項目に○印を記入してください。）

(1) 岩倉市から転出

転出先
-----

(2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令319号）第22条又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条、第4条及び第5条の規定による永住許可を受けなくなった。

(3) 厚生年金その他の公的年金を受給

(4) 死亡

2. 受給資格喪失事由が発生した年月日

年 月 日
-------

様式第5（第12条関係）

外国人高齢者福祉手当受給資格喪失等通知書

年 月 日

様

岩倉市長 印

次の者は、（受給資格の喪失、死亡）により外国人高齢者手当の支給を終了しますので、岩倉市外国人高齢者福祉手当支給要綱第12条の規定により通知します。

受給者	住所	岩倉市 町	認定番号	
	氏名	(通称名 )		
受給資格喪失等の内容	<p style="text-align: center;">年 月 日 受給資格喪失 死 亡</p>			
支給の最終月	<p style="text-align: center;">年 月 日分まで支給します。</p>			
備考	<p>1. 未支給手当は、 年 月に支給します。</p> <p>2. 受給者が死亡した場合は、死亡の当時その者と生計を一にしていた遺族（ ）は、未支給手当の支給を受けることができますので、外国人高齢者福祉手当未支給分請求書を市長あて提出してください。 この際、遺族が2人以上ある場合は、代表者選任届を併せて提出してください。</p>			

様式第6（第13条関係）

外国人高齢者福祉手当未支給分請求書

年 月 日

岩倉市長 様

次の者に係る外国人高齢者福祉手当の未支給分を岩倉市外国人高齢者福祉手当支給要綱第13条第3項の規定により請求します。

受給者	氏名			認定番号	
	死亡年月日	年 月 日			
請求者	住所	岩倉市 町 (電話 - )			
	(ふりがな) 氏名		受給者との 続柄		
請求額		円 ただし、年 月 から 年 月 まで			

私が岩倉市から受ける外国人高齢者福祉手当の未支給分を下記の口座に振り込み願います。

振込先金融機関	銀行 金庫 農協 店		
預金種別・口座番号	普通 当座	口座番号	
(ふりがな) 口座名義人			
備考			

様式第7（第13条関係）

代表者選任届

代 表 者	住 所	岩倉市 町	認定番号	
	(ふりがな) 氏 名			
	死亡した受給者との続柄			
死 亡 し た 受 給 者	住 所	岩倉市 町		
	(ふりがな) 氏 名	(通称名 )		

上記死亡した受給者に係る未支給の外国人高齢者福祉手当の請求及び受領について、上記の者を私どもの代表者として選任したので、岩倉市外国人高齢者福祉手当支給要綱第13条第4項の規定により届け出ます。

年 月 日

岩倉市長 様

住 所

氏 名

死亡した受給者との続柄

住 所

氏 名

死亡した受給者との続柄

様式第8（第14条関係）

現況報告書（ 年度）

年 月 日

岩倉市長 様

岩倉市外国人高齢者福祉手当支給要綱第14条の規定により外国人高齢者福祉手当の受給状況について関係書類を添えて、次のとおり報告します。

受給者	住 所	岩倉市 町				認定番号	
	氏 名	(通称名)					
家族及び同居の親族	氏 名	生年月日	受給資格者との続柄	同居・別居の別	住 所	職業	
前年の所得状況	区 分	給 与 所 得	給 与 所 得 以 外 の 所 得	合 計	備 考		
	対 象 者 本 人	円	円	円	所得税課税有・無		
	配 偶 者				控除対象配偶者及び扶養親族 _____人		
主たる扶養義務者							

(添付書類)

1. 本人又は本人の配偶者若しくは主たる扶養義務者に前年の所得がある場合は、当該所得を証明できる源泉徴収票、市町村民税課税証明書等所得を証明する書類

(注 意)

この報告書は、6月1日から同月15日までの間に提出してください。

様式第9（第15条関係）

外国人高齢者福祉手当受給資格変更届出書

年 月 日

岩倉市長 様

外国人高齢者福祉手当受給資格について変更があったので、岩倉市外国人高齢者福祉手当支給要綱第15条の規定により次のとおり届け出ます。

受給者	住 所	岩倉市 町	認定番号	
	(ふりがな) 氏 名	(通称名 )		
変更届	住 所	岩倉市 町		
	(ふりがな) 氏 名			
変更前	住 所	岩倉市 町		
	(ふりがな) 氏 名			
変更年月日		年 月 日		

